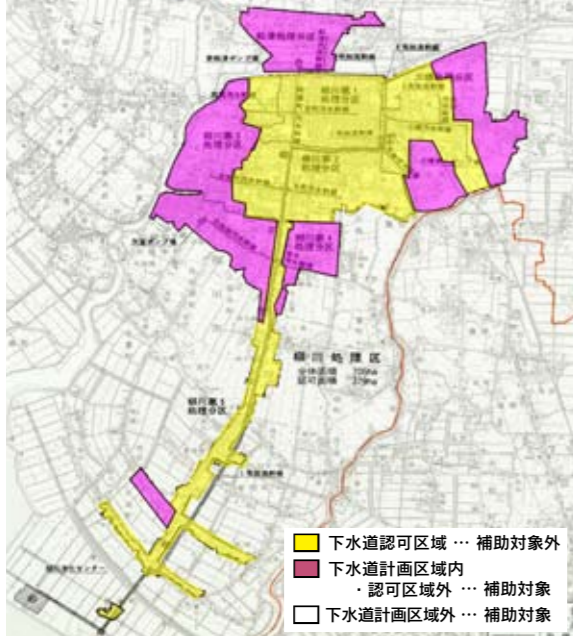


■合併浄化槽設置補助金額（上乗せ金額を含む）

区分	補助限度額 (新築)	補助限度額 (改築)
5人槽 (延べ床面積130㎡以下)	48万2000円	53万2000円
7人槽 (延べ床面積130㎡超)	56万4000円	61万4000円
10人槽(2世帯住宅) 共同住宅	69万8000円	74万8000円

※共同住宅で100人槽を超える場合は対象外

■柳川市浄化槽整備推進事業補助対象地域図



市は生活排水がクリークや川に流れ込み、水を汚すのを防ぐため、合併処理浄化槽の設置に力を入れていきます。浄化槽の設置を促すために、21年度から3年間、従来の合併処理浄化槽設置補助金に「新築15万円」「改築20万円」を上乗せして補助しています（補助金額は左表参照）。補助金を受けるためには、浄化槽を設置する人が工事施工業者が必ず工事着工前に申請してください。なお、4月からこれまでの申請書類のほか、市税などの滞納がないことと証明書が必要です。また補助金は、

合併浄化槽設置補助の上乗せは今年度まで 合併浄化槽設置の検討はお早めに

工事を開始する年度内に浄化槽を設置できないと受けられません。設置補助金は、トイレのみの単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への変更も対象です。上乗せ補助は今年度が最後ですので、早めにご検討ください。

●対象地域 左の対象地域図を参照

●対象者 個人の住宅や共同住宅、地区公民館に合併処理浄化槽を設置する人（販売目的や店舗、事業所などは対象外）

問い合わせは、市生活環境課浄化槽推進係（☎77・8483）まで。



毎月第1、3日曜日の午前8時までに、ごみ袋を収集場所へ出しておいてね



昨年10月からスタートした「プラスチック製容器包装」の分別収集。市民の皆さんのご理解とご協力により、可燃ごみの中からプラスチック製容器包装が減ってきています。これによりクリーンセンターで焼却処分する燃えるごみの量も減っています。しかし、市民の皆さんから「1月1回の分別収集ではごみがたまってしまいうので、月2回に増やしてほしい」という要望が多かったことから、プラスチック製容器包装の分別収集は4月から資源ごみの収集日である毎月第1、3日曜日の月2回収集します。ただし、プラスチック製容器包装以外の資源ごみは月1回のままです。

分別の目印はプラマーク

プラスチック製容器包装の分別収集の対象は、「プラマーク」が付いている製品です。



このほか、プラマークがついていないネット、発泡スチロール、野菜や果物の鮮食品のトレイなどは対象になりません。しかし、ラップ類やチューブ類、マヨネーズなどの容器は対象外。CDやビデオテープ本体は対象外ですが、ケースは対象になります。判断がつきにくい場合は、「可燃ごみ」で出してください。詳しくは下表をご覧ください。

また、必ず青色の市指定ごみ袋に入れて、袋の口を結んで出してください。収集場所は資源ごみと同じです。なお、牛乳パックやペットボトルなどプラスチック製容器包装以外のごみが同じごみ袋に入っているケースがありますので、必ず別に出してください。問い合わせは、市廃棄物対策課（☎72・1334）まで。

遊休農地や違反転用解消のため 農業委員が市内をパトロール

農地の売買や転用で農地の乱開発がないよう監視する農業委員会。市農業委員会は食料供給の強化を図るため、農地の有効利用や認定農業者などの担い手の育成、遊休農地の解消、市内の農地の違反転用を調査、指導する農地パトロールなどを行っています。

3月9日に農地パトロールを行った市農業委員会会長の田中満義さんは「遊休農地の解消や違反転用への適切な対応のため、農業委員で年4回ほど市内の農地を調査しています。農地の違反転用などしないようご理解、ご協力をお願いします」と話しました。

問い合わせは、市農業委員会事務局（☎77・8772）まで。



農地調査の様子。農業委員が農地の状況を調査している様子。

生ごみ処理機の購入費補助金 上限額が2万円から3万円に

市では、生ごみを減らすために電動生ごみ処理機などの購入費を補助しています。4月から、電動式と手動式の生ごみ処理機の新購入費補助金について、上限額を2万円から3万円に上げ、さらにお買い求めやすくなります。生ごみ減量にご協力をお願いします。



●購入費補助金額 ①電動・手動生ごみ処理機＝購入費の2分の1（上限3万円）、1世帯1台まで②コンポスト＝購入費の2分の1（上限3000円）、1世帯2個まで③EMバケツ＝1個につき上限1000円、1世帯2個まで

●申請方法 ①は購入前に見積書、市税などの滞納がないことの証明書、印鑑、②③は購入後に領収書、印鑑、通帳、使用説明書（パンフレットなど）を持って市柳川庁舎生活環境課、大和三橋庁舎市民サービス課に申請を

問い合わせは、市生活環境課環境係（☎77・8485）まで。

出せないもの

- ラップ類
 - 食品用袋などで内側にアルミが貼ってあるもの
 - 葉の銀色シート
 - ビデオテープ、CD、DVD
 - チューブ類（歯磨き用、食品、化粧品、薬品など）
 - 使い捨てライター
 - おもちゃ類
 - 肥料袋など（農漁業用資材）
- ※ペットボトル（飲料用）は、今までどおり個別に分別してください。
- ※ラップ類は必ず「燃えるごみ」で出してください。
- ※プラマークが付いていても、上記のように分別の対象にならないものがありますのでご注意ください。
- ※判断がつきにくいものは「可燃ごみ」で出してください。

出せるもの

- | | |
|---|---|
| ボトル類 <ul style="list-style-type: none"> ●食用油、ドレッシングなどの容器 ●洗剤、シャンプー、化粧品などのボトル ●うがい薬、目薬などの容器 ●ペットボトルのキャップ | カップ・パック類 <ul style="list-style-type: none"> ●ヨーグルトなどのカップ ●野菜、果物などのパック ●弁当、豆腐、ケーキなどのカップ ●しょうゆ、たれなどの容器 ●カップめん、納豆などの容器 |
| 袋類 <ul style="list-style-type: none"> ●パン、お菓子、野菜などの袋 ●あめなどの包み袋やレジ袋 ●カップめん、たばこなどの外側フィルム | トレイ類 <ul style="list-style-type: none"> ●惣菜、生鮮食品、すしなどの色物トレイ ●お菓子、のり、カレールーなどの仕切りトレイ |
| 発泡スチロールなどの緩衝材 <ul style="list-style-type: none"> ●物品を保護する発泡スチロール製のものや箱 ●野菜、果物などのネット ●気泡緩衝材 <p>※発泡スチロールは、砕いて出せます。</p> | |
| 生活雑貨や事務用品など <ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック製食器や容器 ●日用品、化粧品などのケース ●プラケース（カセットやCDのケースなど） <p>※金属やゴムなどが付いていても、取り外して出せます。</p> | |

※汚れが取れないものは「可燃ごみ」で出してください。

4月からプラスチック製容器包装の分別収集は月2回になります